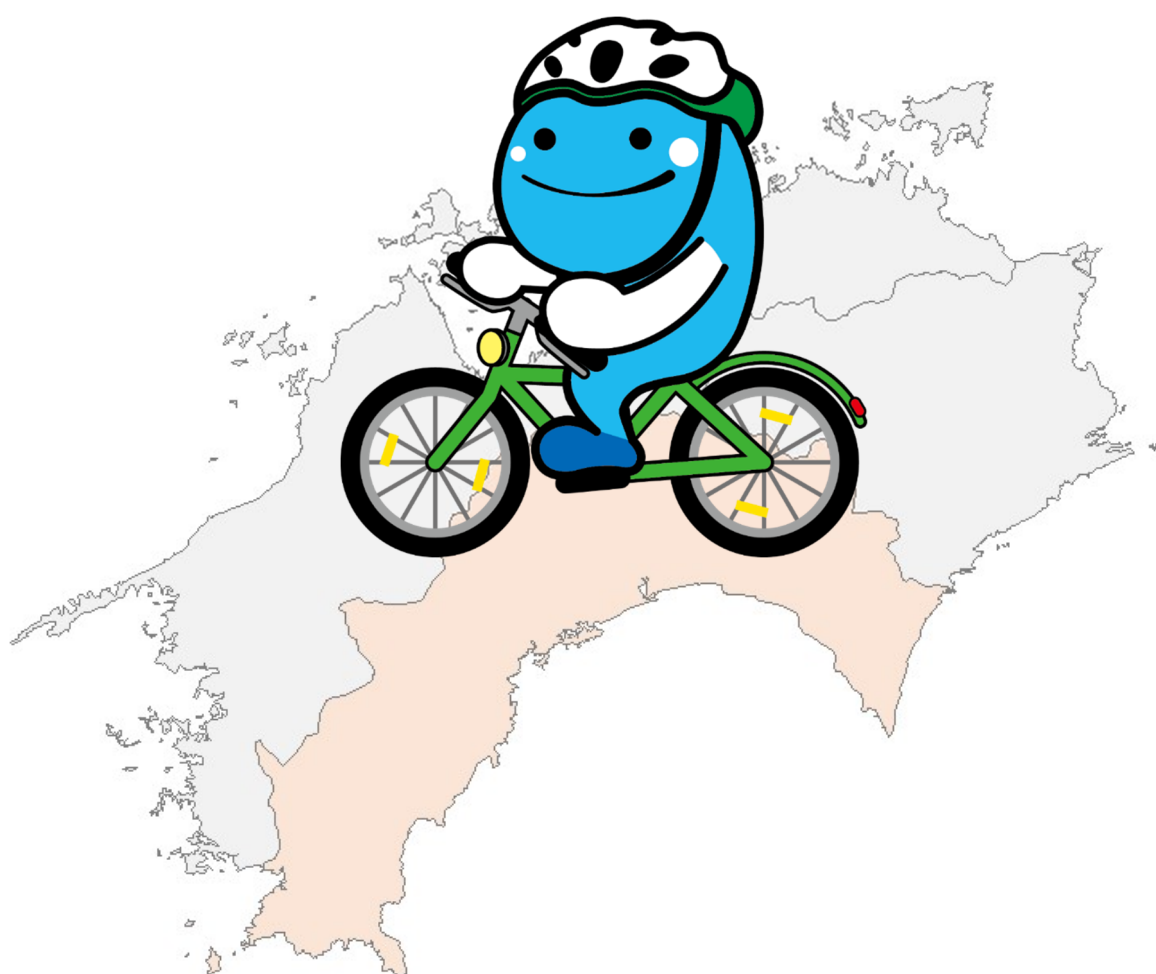


第2次高知県自転車活用推進計画



令和7年8月

目 次

1. 総 論	1
（１）高知県自転車活用推進計画の位置付け	1
（２）計画期間	2
（３）高知県における自転車を巡る現状及び課題	2
1）自転車利用環境の整備	2
2）観光、スポーツ振興、健康増進	5
3）道路交通の安全	8
2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策	10
目標１ 自転車に係る利用環境の整備	10
目標２ サイクリングを活用した観光振興、スポーツ振興、健康長寿社会の実現	10
目標３ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	11
3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置	12
4. その他	12
（１）関係者の連携・協力	12
（２）計画に定める施策の実施状況の調査と計画の見直し	12
別表 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置	13
資料 これまでの取り組み	17

1. 総 論

(1) 高知県自転車活用推進計画の位置づけ

高知県では、これまで「自転車道の整備等に関する法律」（昭和 45 年法律第 16 号）に基づき、自転車の利用増大や心身の健全な発展に資することなどを目的に、県道高知安芸自転車道線と県道中村大方自転車道線の整備を行い、約 25km を供用している。

また、「高知県産業振興計画」及び「高知県スポーツ推進計画」の中にサイクリングツーリズムを位置付け、「ぐるっと高知サイクリングロード」を国内外に P R するとともに環境整備を進めるなど、サイクリングによる地域活性化に向けた取組を進めている。

交通事故抑制に関しては、これまでも「高知県交通安全計画」などに基づいて様々な取組を推進しているほか、平成 31 年 4 月 1 日に施行された「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全で適正な利用を推進することにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して取り組んでいる。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、平成 29 年 5 月 1 日に「自転車活用推進法」（平成 28 年法律第 113 号。以下、「法」という。）が施行され、平成 30 年 6 月 8 日には法第 9 条に基づき、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として「自転車活用推進計画」が閣議決定された。また、その後の社会情勢の変化等を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、「第 2 次自転車活用推進計画」が令和 3 年 5 月 28 日に閣議決定されている。

本計画は、令和2年3月に策定した「高知県自転車活用推進計画」に引き続き、法や国の計画に則し、本県の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は「概ね5年」とするが、国の自転車活用推進計画の改訂状況や、今後の社会情勢の変化等を踏まえて検討する。

○関連する計画

計画	策定年月	策定主体
第2次 自転車活用推進計画	令和3年5月	国土交通省
第5期 高知県産業振興計画	令和6年3月	高知県 産業政策課
第Ⅱ期 高知県脱炭素社会推進アクションプラン Ver.2	令和7年3月	高知県 環境計画推進課
第3期 高知県スポーツ推進計画	令和5年3月	高知県 スポーツ課
第11次 高知県交通安全計画	令和3年4月	高知県 県民生活課

(3) 高知県における自転車を巡る現状と課題

1) 自転車利用環境の整備

気候変動の深刻化に伴い、地球温暖化対策に関する世界的関心が高まっている中、本県においても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指し取組を進めている。(図-1 参照)

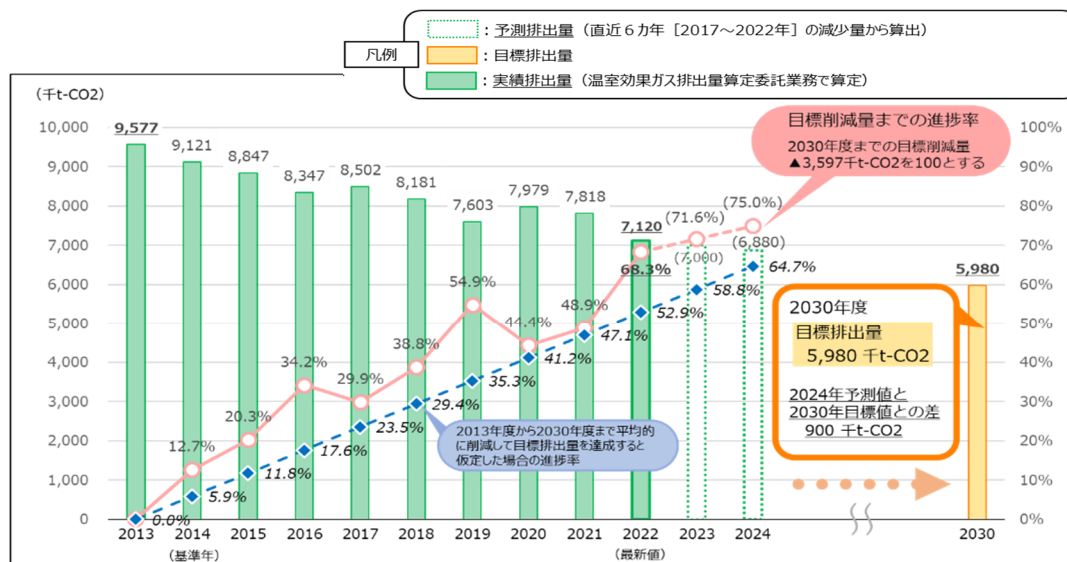
自転車は二酸化炭素を排出しない環境にやさしい交通手段であるものの、その利用は短中距離での移動が多い都市部での一定の利用にとどまっている。なお、本県の交通手段の分担率は自家用車が最も多く(表-2 参照)、路線バスの減便等、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増していることから、多様な方法による移動手段の確保が必要である。しかしながら、自転車置き

場が併設されているバス停や電停が少なく、公共交通機関の利用と組み合わせた自転車の利用を促進することが困難な状況である。

また、シェアサイクルについては、県内において需要が見込まれる人口集中地区が少なく、観光客も自家用車の利用が中心であることから、各地域におけるニーズを的確に把握した上で導入する必要がある。

今後、まちづくりを進める上で、身近で使いやすい交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点からも重要であり、このような課題を踏まえたうえで利用環境を整える必要がある。なかでも、歩行者と自転車が分離された自転車本来の通行空間の整備（図-3 参照）は断片的なものにとどまっており、交通状況や事故の発生状況に応じて歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備を行う必要がある。そのためには、市町村における自転車活用推進計画および自転車ネットワーク計画の策定を促進し、効果的・効率的に整備を進めることが求められている。

図-1 高知県の温室効果ガス総排出量の推移



出典：第Ⅱ期 高知県脱炭素社会推進アクションプラン Ver.2（高知県環境計画推進課）

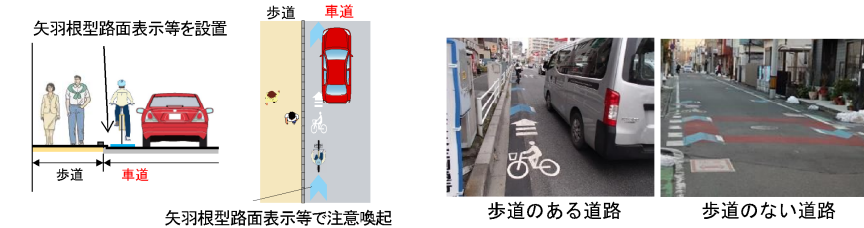
表-2 高知県の通勤・通学時の交通手段分担率

都道府県	総 数	交通手段が1種類								
			徒歩のみ	電車のみ	バスのみ	自家用車のみ	タクシーのみ	オートバイのみ	自転車のみ	その他
全国	57,152,761	49,646,742	3,999,367 7%	9,784,717 17%	1,609,715 3%	26,812,275 47%	38,838 0.1%	1,164,748 2%	5,604,252 10%	632,830 1%
東京	5,830,735	4,722,742	493,788 8%	2,691,476 46%	152,252 3%	494,273 8%	8,789 0.2%	82,096 1%	751,728 13%	48,340 1%
高知県	292,809	268,302	17,528 6%	5,560 2%	4,124 1%	185,593 63%	219 0.1%	13,289 5%	37,958 13%	4,031 1%

都道府県	交通手段が2種類	単位（人）					交通手段が3種類以上	「不詳」
		電車 及び バス	電車 及び 自家用車	電車 及び オートバイ	電車 及び 自転車	その他		
全国	5,336,289	2,076,279 4%	511,332 1%	110,832 0.2%	1,501,337 3%	1,136,509 2%	588,595 1%	1,581,135 3%
東京	805,496	396,400 7%	40,906 1%	10,178 0.2%	269,498 5%	88,514 2%	83,055 1%	219,442 4%
高知県	14,660	584 0.2%	1,037 0.4%	125 0.0%	2,584 1%	10,330 4%	1,722 1%	8,125 3%

出典：令和2年度国勢調査から集計（総務省統計局）

図-3 自転車通行空間の整備形態イメージ

整備形態	整備イメージ
自転車道	A. 自転車と自動車を構造物により分離する場合  歩道 自転車道 (自動車の) 車道 着色あり 着色なし
自転車専用通行帯	B. 車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する場合  歩道 自転車専用通行帯 他の通行帯 車道 幅の全部を着色 幅の一部を着色
車道混在	C. 車道混在とする場合  歩道 車道 矢羽根型路面表示等を設置 矢羽根型路面表示等で注意喚起 歩道のある道路 歩道のない道路

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省道路局）

写真-4 自転車道、路面標示の整備状況



県道高知安芸自転車道
(香南市)



ブルーライン
(国道 321 号)



車道混在表示
(高知市)

2) 観光、スポーツ振興、健康増進

サイクリングツーリズムに関しては、本県の強みである豊かな自然環境を活かして初級者から上級者まで誰もが楽しむことができる県推奨のサイクリングコース「愛称：ぐるっと高知サイクリングロード」の 43 コースを平成 28 年 10 月に策定している。

様々なサイクルイベントへの出展や高知県スポーツツーリズムポータルサイト「スポる！KOCHI」でこれらのコースを国内外にPRするとともに（図-5 参照）、空気入れやサイクルラックの設置に協力していただける沿道の施設「サイクルオアシス」の増設など、環境整備を進めているところである。

「ぐるっと高知サイクリングロード」には、ユズ畑や四万十川、土佐湾などの風光明媚な景観を楽しみながら、グルメや温泉を堪能できる様々なコースがある。本県の温暖な気候を活かし、年間を通じてサイクリングが楽しめることから、国内外から多くの方が訪れており、近年は欧米やアジアからの外国人観光客の需要が増加している（図-6 参照）。

他方で、外国人観光客のニーズに対応したサイクルガイドの育成や、進行方向を示す外国人にも分かりやすい案内標識の整備が課題となっている。また、国内外の観光客を問わず、自転車で走りやすい十分な幅の路側帯の確保

や舗装の整備など、安心安全にサイクリングを楽しむことができる走行環境の整備も課題となっている。

さらには、レンタサイクルやメンテナンスができる施設、自転車を安全に保管できる宿泊施設の確保など民間事業者との連携、サイクリングと体験観光を組み合わせた周遊観光の促進（図-7 参照）、しまなみ海道から本県へのサイクリストの流入や四国周遊サイクリングの促進等に向け、本県のみならず四国4県の多様な関係者と連携した取り組みを推進していくことも必要である。

スポーツ振興に関しては、少子高齢化の影響などにより、地域によっては団体競技やスポーツを継続できる環境が十分でない中、個人で楽しむことができる自転車を活用することで、体を動かすことに親しむ機会をつくることができる。また、公道走行が可能となっているタンデム自転車やハンドサイクルなど、スポーツに親しむことができる機会を創出することは、障害の有無に関わらず、幅広い年代のスポーツ参加の拡大につながると考えられる（図-8 参照）。

健康増進に関しては、健康寿命を全国平均以上に延伸することを目標に子どもの頃からの健康づくりの推進、生活習慣病予防に向けたポピュレーションアプローチの強化などを進めている（図-9 参照）。1日の平均歩数が男女ともに全国最下位であることから運動習慣の定着に向けた取組を進めることが必要である。

図-5 ぐるっと高知サイクリングロード



出典：高知県スポーツツーリズムポータルサイト (<https://sporu-kochi.com/gcourse/>)

図-6 インバウンドの取り組み



- ・タイ、台湾からのツアー受入れ
- ・Web サイトでの情報発信（多言語対応）
外国人観光客向け情報発信サイト
「VISIT KOCHI JAPAN」
高知県ポータルサイト
「スポる！KOCHI」

図-7 地域特性を活かしたイベントの開催



- 「すくもグラベルまんぷくライド」（宿毛市）
宿毛の食と自然を初心者から上級者まで楽しめるイベント



図-8 タンデム自転車講習会の開催



- ・視覚障害者が自転車で行ける機会づくりの一環として、複数が前後に並んで駆動する「タンデム自転車」の講習会を開催
- ・NPO 法人 タンデム自転車 NON ちゃん倶楽部から講師を招へい（香南市）

図-9 高知家健康パスポートのポイント発行



- ・日々の体重測定などでのポイント発行や、対象のスポーツ施設での提示で特典が受けられるパスポート
- ・サイクリングイベントにおけるポイント発行を促進

3) 道路交通の安全

自転車に関係する交通事故のうち、自転車利用者の約9割に何らかの法令違反が認められることや、過去10年間で自転車に関係する交通事故件数が半数以下に減少している中で、自転車が第一当事者となった交通事故は一定の割合で発生している（表-10 参照）。そのため、交通安全教育を推進し、自転車利用者に対する正しい交通ルールを周知することが重要であり、なかでも自転車乗用中の死傷者のうち、死者に占める65歳以上の割合が高く、重点的な対策が求められている。

また、令和5年4月1日の道路交通法改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったが、本県における着用率は全国平均を下回る（高知県 16.9%、全国 17.0%）状況である。ヘルメット非着用の自転車乗用中の死者のうち、約5割が頭部に致命傷を負っていることから、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用促進の更なる広報啓発に取り組む必要がある。

さらに、条例により努力義務となっている損害賠償責任保険等への加入促進や、消費者がペダル付き電動バイクを駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）と誤認して利用することのないよう、「TS マーク」が表示されてい

る認定品の利用促進を図る必要があり、販売事業者に対しても認定品の販売に努めるよう働き掛けることが重要である。

交通安全の取組については、自転車関連交通事故の発生状況や道路環境に基づき、関係機関・団体が連携して、交通事故防止に効果的なものとなるよう検討する必要がある。

表-10 高知県の自転車利用者による交通事故の発生推移

単位（人）									
区分	H26	H27	H28		R2	R3	R4	R5	R6
全交通事故	2,690	2,391	2,193		1,263	1,046	943	975	898
自転車が関係する交通事故	499	442	376		295	229	202	235	196
死者	8	6	9		9	5	4	4	1
負傷者	484	426	362		278	222	196	224	192

出典：こうちのまもり（高知県警察ホームページ）

図-11 自転車用ヘルメットの購入費補助



- ・ 自転車通学児童を対象に助成を実施
 - 県立学校 : 2,472 件
 - 私立国立学校 : 1,387 件
 - ※令和元年度～6年度
 - 市町村立学校 : 6,303 件
 - ※令和元年度～5年度

図-12 自転車安全教室の実施



- ・ 自転車安全教室の実施
 - 令和3年 : 265 回 20,759 人
 - 令和4年 : 207 回 15,575 人
 - 令和5年 : 277 回 19,427 人
 - 令和6年 : 303 回 18,825 人

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

本県の自転車を取り巻く現状や課題、国の自転車活用推進法等を踏まえ、以下の3つの目標を定めるとともに、これらの目標達成に向けた施策を推進する。

目標1 自転車に係る利用環境の整備

(推進する施策)

1. 県内市町村における自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定を支援する。
2. 自転車通行空間整備推進の技術的支援及び安全・円滑な通行を図るための適正な維持管理を行う。
3. 自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。
4. シェアサイクル・サイクルポートの普及を促進する。
5. 県及び県内市町村と鉄道事業の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。
6. まちづくりとの連携や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備を促進する。
7. 環境に優しい自転車の利用促進に向けた広報啓発を行う。

目標2 サイクリングを活用した観光振興、スポーツ振興、健康長寿社会の実現

(推進する施策)

8. 本県の特性を生かした環境の整備や、サイクルトレイン、サイクルバス等によるサイクリストの受入環境の整備等により、快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

9. 国内外で開催されるサイクリングイベントへの出展等により、県推奨サイクリングコース及び四国一周サイクリングコースのプロモーションを強化する。
10. 海外の旅行事業者を招へいした県内視察の受入れなど、インバウンドの取組を推進する。
11. 県域をまたぐサイクリングイベントを開催するとともに、大規模大会を誘致するなど本県の豊かな自然環境を生かしたイベント活動を推進する。
12. 市町村等が実施するサイクリングイベントを支援する。
13. 幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。
14. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

目標 3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

(推進する施策)

15. 安全に自転車を利用するために点検整備を促進する広報啓発を行う。
16. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。
17. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、保育・幼稚園・学校における交通安全教室の開催等を推進する。
18. 県内市町村における自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を支援する。
19. 自転車通行空間整備推進の技術的支援及び安全・円滑な通行を図るための適正な維持管理を行う。(施策 2. の再掲)
20. 「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等に関し、利用者等に対する加入及び自転車小売業者

等に対する情報提供がそれぞれ努力義務とされていることについて、関係機関・団体が連携して周知をし、保険加入を促進する。

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

2. で述べた自転車の活用の推進に関する施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置について、別表のとおり定める。

4. その他

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置づけた目標を達成するため、関係者（庁内各課、県警察本部、教育委員会、市町村、民間団体等）が連携して施策を推進する。

(2) 計画に定める施策の実施状況の調査と計画の見直し

本計画で定めた施策の進捗状況について調査したうえで、その結果を公表することとする。

また、社会情勢の変化や国の自転車活用推進計画改訂の状況を踏まえて、見直しの検討を行う。

別表

目標 1 自転車に係る利用環境の整備						
	施策	指標	実績値	目標値（令和11年度）	具体的な取組	担当課
目標 1	1．県内市町村における自転車活用推進計画及び自転車 ネットワーク計画の策定を支援する。	自転車活用推進計画の策定数	2 市町村 (令和 6 年度末)	3 市町村	① 自転車活用推進計画策定の促進に向けて、県内市町村に対して働きかけを行うとともに、適切なアドバイスをを行うこと等により、自転車活用推進計画の策定を支援する。	道路課
					② 市町村に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知に努める。 市町村の自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう適切なアドバイスを行う。	道路課
					③ 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、国が行う既往の整備事例における効果の分析等に関する情報について、県内市町村へ周知する。	道路課
	2．自転車通行空間整備推進の技術的支援及び安全・円滑な通行を図るための適正な維持管理を行う。				① 市町村が策定する自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備等が進むよう、技術的な支援を実施する。	道路課
					② 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置等の維持管理や運用に努める。	道路課 交通規制課
	3．自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。				① 地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、歩道や路側帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。	交通指導課
					② 駐車監視員を活用するほか、警察官による駐車違反取締りを行うことにより、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進する。	交通指導課
	4．シェアサイクル・サイクルボートの普及を促進する。				① シェアサイクル・サイクルボートの普及促進に関する情報収集、関係機関への情報提供を行う。	スポーツツーリズム課
	5．県及び県内市町村と鉄道事業の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。	市町村への周知回数	0 回／年 (令和 6 年度)	2 回／年	① 公共交通利用促進の観点から、国から提供される自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組事例について市町村へ周知し、市町村と連携した取組を促す。 また、県及び市町村の道路計画を策定する際に、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の空間確保の推進を行う。	交通運輸政策課 道路課 都市計画課
					鉄道事業者との協議回数	0 回／年 (令和 6 年度)
6．まちづくりとの連携や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備を促進する。	無電柱化工事着手箇所数	1 箇所 (令和 6 年度末)	5 箇所	① 自転車活用推進計画に基づき、まちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備を促進及び市町村に対して技術的な支援を実施する。	道路課 都市計画課	
				② 無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）に基づく無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱化に合わせて安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。また、市町村に対し、市町村無電柱化推進計画の策定を推奨し、必要な技術的支援を積極的に行う。	道路課 都市計画課	
7．環境に優しい自転車の利用促進に向けた広報啓発を行う。	環境パスポートの登録者数	2,805人 (令和 6 年度末)	30,000人 (令和12年度) ※「第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプラン」KPI	① 短中距離の移動において自転車の利用を呼びかけるなど、地球温暖化防止につながる移動手段について広報啓発を行う。	環境計画推進課	

目標2 サイクリングを活用した観光振興、スポーツ振興、健康長寿社会の実現					
施策	指標	実績値	目標値（令和11年度）	具体的な取組	担当課
8. 本県の特性を生かした環境の整備や、サイクルトレイン、サイクルバス等によるサイクリストの受入環境の整備等により、快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。				① 本県の自然・文化とサイクリングを組み合わせた体験コンテンツの造成、環境整備を推進する。	スポーツツーリズム課
				② 鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの県内外の取組事例等について情報収集を行い、自治体や民間、関連部署等に情報発信等実施していく	スポーツツーリズム課
				③ マウンテンバイク愛好家らと森林を有する地域が連携・協働してコース整備や森林の保全管理等を行う取組事例の情報収集及び自治体や民間、関連部署等に情報発信等実施していく。	スポーツツーリズム課
9. 国内外で開催されるサイクリングイベントへの出展等により、県推奨サイクリングコース及び四国一周サイクリングコースのプロモーションを強化する。	四国一周サイクリング チャレンジャーエントリー者数 (施策9・10共通指標)	5,184人（うち海外：326人） (令和6年度)	8,000人（うち海外：600人）	① サイクリングアイランド四国推進協議会事業として、スポーツサイクルフェスティバルへの出展やWEB広告を活用した情報発信を行う。	スポーツツーリズム課
10. 海外の旅行事業者を招へいた県内視察の受入れなど、インバウンドの取組を推進する。				① 海外からのサイクリングツアーの受入を推進する。	スポーツツーリズム課
				② 外国人観光客向け情報発信サイト「VISIT KOCHI JAPAN」にサイクリング特集を掲載し情報発信（多言語対応）を行う。 高知県スポーツツーリズムポータルサイト「スボる！KOCHI」（多言語対応）で、サイクリング関連記事の配信を行う。	国際観光課 スポーツツーリズム課
11. 県域をまたぐサイクリングイベントを開催するとともに、大規模大会を誘致するなど、本県の豊かな自然環境を生かしたイベント活動を推進する。	予土県境地域連携実行委員会での 取組実施回数	2回／年 (令和6年度)	2回／年	① 県域をまたぐイベントは、デジタルスタンプラリーやサイクルトレイン等の取組実施を行い、イベントの推進を行う。	交通運輸政策課 スポーツツーリズム課
	県内サイクリングイベントへの 支援数	2件 (令和6年度)	5件	② 大規模大会、サイクリングイベント等を誘致する。	スポーツツーリズム課
12. 市町村等が実施するサイクリングイベントを支援する。				① 市町村等が実施するサイクリングイベントを支援する。	スポーツツーリズム課
13. 幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。	「スボる！KOCHI」 年間閲覧数	232,355 (令和6年度)	300,000	① 高知県スポーツツーリズムポータルサイト「スボる！KOCHI」やInstagram等にてイベント情報及びサイクリングコース等を掲載して、幅広い年齢層にサイクルスポーツの周知拡大を図る。	スポーツツーリズム課
	サイクルオアシス設置数	88箇所 (令和6年度末)	100箇所	② サイクルラック等の設置を支援するサイクルオアシスの取組を引き続き実施する。	スポーツツーリズム課
14. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。	ポイント付与対象事業 イベント実施数	3回 (令和6年度)	全体の半数以上	① 県内開催の自転車イベントの情報収集を行い、イベントにおける健康パスポートのポイント発行の促進をはかる。 自転車を活用したものも含む、運動による健康増進の広報啓発として、運動するイベントに健康パスポートのポイントを発行し、ホームページ上でイベントの広報啓発を行う。	道路課 保健政策課

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現					
施策	指標	実績値	目標値（令和11年度）	具体的な取組	担当課
15. 安全に自転車を利用するために点検整備を促進する広報啓発を行う。				① 関係機関・団体と連携し、学校における自転車交通安全教室をはじめ、各種講習やイベント等の場において、自転車の点検整備を促進するための広報啓発を推進する。	県民生活課 交通企画課
				② 消費者がペダル付き電動バイクを駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）と誤認して利用することのないよう、自転車販売事業者などと連携した広報啓発を行い、「TSマーク」が表示されている認定品の利用促進を図る。	交通企画課
16. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。	自転車ヘルメット着用率 （対象：県民）	16.9%(全国平均17.0%) （令和6年7月1日～7月19日 平日調査）	全国平均以上とする	① 関係機関・団体が連携し、自転車の購入時や学校教育現場等の様々な機会を通じて、全ての自転車利用者に対して、「自転車安全運転五則」を活用するなどして、自転車の基本的な通行ルール等の周知を図る。	県民生活課 交通企画課 学校安全対策課
	自転車ヘルメット着用率 （対象：市町村中学校・県立学校）	・市町村立中学校：58.2% （令和6年度） ・県立学校：19.6% （令和6年度）	・令和7年度 市町村立中学校：65% 県立学校：25% ・令和8年度 市町村立中学校：70% 県立学校：30% ・令和9年度 市町村立中学校：75% 県立学校：35% ・令和10年度 市町村立学校：80% 県立学校：40% ・令和11年度 市町村立学校：85% 県立学校：45%	② 自転車の安全利用について、「交通安全運動の推進方針」の重点事項に位置づけ、県民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。	県民生活課 交通企画課 学校安全対策課
	自転車ヘルメット購入に対する 助成数	・市町村立学校：1280件 （令和元年度～令和6年度平均） ・県立学校：412件 （令和元年度～令和6年度平均） ・私立・国立学校：236件 （令和元年度～令和6年度平均）	・市町村立学校：1500件以上／年 ・県立学校：500件以上／年 ・私立・国立学校：300件以上 （令和7年度～令和11年度平均）	③ 「交通安全運動の推進方針」の重点事項に位置づけ、自転車マナーアップキャンペーンの実施等、県民に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用の促進を図る。 交通事故の被害を軽減するため、関係機関・団体が連携の上、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで全ての自転車利用者に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用の促進を図る。 また、児童生徒への自転車ヘルメット購入に対する助成を行う。	県民生活課 私学・大学支援課 交通企画課 学校安全対策課
				④ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度を適切に運用する。	交通企画課
				⑤ 交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図るほか、効果的と認められる交通ボランティア活動の各種取組等について関係機関・団体への周知を図る。	県民生活課 交通企画課
				⑥ 「交通安全運動の推進方針」の最重点事項に高齢者の交通事故防止を位置づけ、周知を図るとともに啓発を実施する。 高齢者の自転車関係交通事故を防止するため、交通事故の発生状況を踏まえ、シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。	県民生活課 交通企画課
				⑦ 自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。	交通企画課
				⑧ 県民の手本となるよう、職員に対して自転車通行ルール等の周知・啓発を行うとともに、また、乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルールの遵守について指導を徹底する。	県民生活課 交通企画課
				⑨ 自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、運転中のながらスマホ、酒気帯び運転を含んだ悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。	交通企画課 交通指導課
	交通事故に占める自転車事故の割合	21% （令和6年）	2割以下を目指す （令和11年）	⑩ 自転車等の安全利用の促進を「交通安全運動の推進方針」の重点事項に位置づけ、周知を図るとともに啓発していく。 関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るため、地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、交通違反に対する指導取締りを進める。	県民生活課 交通企画課 交通指導課
				⑪ 自転車等の安全利用の促進を「交通安全運動の推進方針」の重点事項に位置づけ、周知を図るとともに啓発していく。 また、自動車運転免許更新時講習において「自転車安全利用五則」を紹介し自転車の交通ルールに係る教育を引き続き行っていく。	県民生活課 運転免許センター
				⑫ 加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等に参加・体験・実践型の交通安全教育等により理解させ、自ら納得して実践する安全な交通行動の促進を図る。 高齢者講習で使用する教本の中で、「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を引き続き図っていく。	交通企画課 運転免許センター

17. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、保育・幼稚園・学校における交通安全教室の開催等を推進する。	全小中学校における交通安全教室の実施率	88.6% (令和6年)	100% (令和11年)	① 中学生高校生に対する体系的かつ継続的な交通安全教育を行うことを目的とした交通安全教育用教材「T・S・N」(Traffic Safety News)を作成し、県内の学校に配布する。	学校安全対策課 交通企画課
	スケアード・ストレイト方式の交通安全教室	年10回実施 (令和6年度)	年10回継続実施	② 保育・幼稚園、心身の発達段階に応じた交通安全教室や親子で参加できる交通安全イベント等を開催するとともに、スケアード・ストレイト方式の交通安全教室を引き続き実施する。	交通企画課
				③ 教育委員会、学校、警察、道路管理者等による通学路における自転車利用者の視点も含めた危険箇所の調査や合同点検、対策の検討を行う。	私学・大学支援課 道路課 都市計画課 学校安全対策課 交通規制課
18. 県内市町村における自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を支援する。	自転車活用推進計画の策定	2 市町村 (令和 6 年度末)	3 市町村	① 自転車活用推進計画策定の促進に向けて、県内市町村に対して働きかけを行うとともに、適切なアドバイスを行うこと等により、自転車活用推進計画の策定を支援する。(1-①の再掲)	道路課
				② 市町村に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知に努める。 市町村の自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう適切なアドバイスを行う。(1-②の再掲)	道路課
				③ 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、国が行う既往の整備事例における効果の分析等に関する情報について、県内市町村へ周知する。(1-③の再掲)	道路課
19. 自転車通行空間整備推進の技術的支援及び安全・円滑な通行を図るための適正な維持管理を行う。 (施策 2. の再掲)				① 市町村が策定する自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備等が進むよう、技術的な支援を実施する。(2-①の再掲)	道路課
				② 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、国が行う既往の整備事例における効果の分析等に関する情報について、県内市町村へ周知する。(1-③の再掲)	道路課
				③ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置等の維持管理や運用に努める。(2-②の再掲)	道路課 交通規制課
20. 「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等に関し、利用者等に対する加入及び自転車小売業者等に対する情報提供がそれぞれ努力義務とされていることについて、関係機関・団体が連携して周知をし、保険加入を促進する。				① ポスター、チラシ、啓発動画、HP等により、県民に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を周知し啓発を行う。	県民生活課 交通企画課
				② 「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等に関し、自転車利用者、保護者等に対する加入及び自転車小売業者等に対する情報提供がそれぞれ努力義務とされていることについて、関係機関・団体が連携して周知を図る。	県民生活課 交通企画課

高知県のこれまでの取り組み

1) 自転車利用環境の整備	
	① 自転車道の整備 ・ 県道高知安芸自転車道 L=約 16km ・ 県道中村大方自転車道 L=約 9km (高知県)
	② 路面標示の整備 ・ 自転車と自動車が車道で混在することを示す矢羽根型路面標示を設置 (高知市)
	③ 路面標示の整備 ・ サイクリストの案内標示としてブルーライン、方向表示を設置 ・ 国道 321 号ほか ブルーライン 440 箇所 方向表示 414 箇所 (令和 6 年度末時点) (高知県)
	④ 電動アシスト自転車の購入補助 ・ 令和 3～6 年度実績 補助件数：68 件 補助金額：2,053.7 千円 ※令和 6 年 4 月改正により補助率増 (宿毛市)

	⑤ チリリンすくも！ ・人と自然にやさしいまちづくりを目指す宿毛市で「チリリンすくも！」プロジェクトを立ち上げ ・広報誌やHP、SNSで自転車に関する情報を発信 (宿毛市)
2) 観光、スポーツ振興、健康増進	
	① 国内外への広報活動 ・「サイクルモードライド大阪」などスポーツフェスティバルへの出店 ・タウン誌で四国一周サイクリングや各県のサイクリングコースの紹介 (高知県)
	② インバウンドの取組 ・タイ、台湾からのツアー受入 ・Web サイトでの情報発信（多言語対応） 外国人観光客向け情報発信サイト 「VISIT KOCHI JAPAN」 高知県ポータルサイト 「スポる！KOCHI」 (高知県)
	③ 市民向けイベントの開催 ・市民向けの”自転車と触合う機会”として開催 ・イベント時には教育・環境・健康増進などの関連部門とも連携を図る 令和6年度：200名来場 (宿毛市)

	④ 地域特性を活かしたイベントの開催 ・「すくもグラベルまんぷくライド」 ・宿毛を舞台として、「食」と「自然」を初心者から上級者まで楽しめるイベント 令和6年度エントリー者：151名 (宿毛市)
	⑤ プロレースの開催 ・一般国道56号 中村宿毛道路で「ジャパンサイクルリーグ高知大会」を開催 令和4年度：約3,000名来場 令和5年度：約1,954名来場 (宿毛市)
	⑥ 県域をまたぐ活動 ・JR四国予土線で、自転車を列車にそのまま持ち込める「サイクルトレイン」を実施 ・地域の特産品が抽選で当たるデジタルスタンプラリーを開催 (高知県)
	⑦ サイクルスポートの推進 ・HP「輪旅高知」でイベント情報やサイクリングコースを紹介 令和5年度：56,388PV (現在、HP「輪旅高知」は、「スポる！KOCHI」へ統合されています) ・空気入れやサイクルラックが整備された休憩所「サイクルオアシス」の設置 令和7年3月末時点：88箇所 (高知県)

	⑧ レンタサイクルの推進 ・「香南市レンタサイクルわくわくクーポンキャンペーン」 ・対象のレンタサイクル施設で自転車を借りると 500 円クーポンがもらえる取組 ・令和 6 年に第 3 弾キャンペーンを実施 (香南市)
	⑨ 高知県健康パスポート ・日々の体重測定などでポイント発行や、対象のスポーツ施設での提示で特典が受けられるデジタルパスポート ・サイクリングイベントでのポイント発行を促進 令和 6 年度：2 イベント 8 Pt 発行 (高知県)
	⑩ リーフレットでの情報提供 ・生涯を通じて自転車で健康増進を図ることを目的に、ライフステージに応じた自転車の活用方法を情報提供 令和 5 ～ 6 年度：551 冊発行 (宿毛市)
	⑪ フィットネスバイクの設置 ・いきいきサロンなど各所へフィットネスバイクを設置し利用促進に取り組む 令和 5 年度サロン利用者数：10,396 人 ・宿毛市総合運動公園トレーニング室へ令和 6 年に 2 台設置 (宿毛市)

	⑫ 健康サイクリングの開催 ・毎月第1日曜日に開催 ・目的地を決めずに観光地をゆったりと巡る「ポタリング」を実施 ・イベント開催の前後で体組成計による体の変化を計測 (香南市)
	⑬ タンデム自転車講習会の開催 ・視覚障害者が自転車で走れる機会づくりの一環として、複数が前後に並んで駆動する「タンデム自転車」の講習会を開催 ・NPO 法人 タンデム自転車 NON ちゃん倶楽部から講師を招へい (香南市)
3) 交通安全	
	① 交通安全教室の実施 ・スタントマンによる実演などを通して自転車事故の危険性を周知 令和4年実績：207回、延べ15,575人 令和5年実績：277回、延べ19,427人 令和6年実績：303回、延べ18,825人 (高知県)
	② ヘルメット着用のPR ・ヘルメット着用の努力義務化されたことによるPR活動を実施 (高知県)

	③ 交通安全教室の開催 ・ 自動車運転免許更新の講習において「自転車安全利用五則」を紹介 (高知県)
	④ 交通安全グッズの配布 ・ 自転車の側方を通過する際は 1.5m 以上の間隔をあけることを促す「おもしろい 1.5m 運動」を実施 ・ トートバックを作成し、サイクルフェスティバル来場者に配布 (宿毛市)
	⑤ テレビCMの放送 ・ 高知県イメージキャラクター「くろしおくん」を起用したCMでヘルメットの着用や損害賠償保険への加入を促す (高知県)
	⑥ ヘルメット購入費用の助成 ・ 令和元年度から自転車通学児童を対象に購入費用を補助 - 県立学校：2,472 件 - 私立・国立学校：1,387 件 ※令和元年度～6 年度 - 市町村立学校：20 市町村 7,682 件 ※令和元年度～6 年度 (高知県)

	⑦ ヘルメットの配布 ・宿毛市の小学校新1年生を対象に、自転車用ヘルメットを配布。 令和6年度：116個配布 (宿毛市)
	⑧ 高齢者への講習会 ・高齢者層に自転車の正しい理解を深めるとともに、サイクリングを通じた健康づくりや趣味としての生きがいづくり、仲間との友情づくりを育んでもらう取組 (香南市)